

# 西表島世界遺産センター 施設管理運営要求水準書

令和8年6月

竹富町自然環境課

## 施設及び附属設備の維持保全に関する業務に関する要求水準

本要求水準書は、施設及び附属設備の維持保全に関する業務について、指定管理者に求める必要最低限の実施事項及び要件を示すもので、指定管理者はこの要求水準を満たすことを前提に、より魅力的な管理に関する提案を行うことを期待する。

なお、本要求水準書に特記する事項に加え、適用、用語の定義その他の一般事項については建築保全業務共通仕様書令和5年度版（令和5年3月30日付国営保第27号・国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準拠するものとする。

また、現況設備の状況と本要求水準書の記載事項に相違がある場合においては、現況設備の状況を優先するものとする。

作業頻度は以下の通りとする。ただし、一般開館年月日である令和9年7月1日までは、「1D」を「1W」に、「毎日」を「毎週」に読み替えて適用するものとする。

1Y：年に1回実施

6M：半年に1回実施

3M：3か月に1回実施

1M：毎月1回実施

1W：毎週1回実施

1D：毎日実施（休館日を除く）

### ① 館内外の日常清掃及び環境整備

建物等を常に清潔で衛生的であるように努め、快適な環境を保持するために建物等清掃、廃棄物の管理及び処分を各種法令に基づき実施すること。

月に1回、以下の作業を行う。

<建物内部>

清掃箇所	作業内容
風除室	<p>&lt;表面洗浄&gt;</p> <p>① 椅子等軽微な什器の移動を行い、作業終了後、元の位置に戻す。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</p> <p>② 床面の除塵（※1）を行う。</p> <p>③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>④ 洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。</p>
外部倉庫	
案内カウンター	
事務室	
更衣室	
倉庫	
機械室	
物販スペース	
展示室	
会議室	

多目的スペース ロビー 廊下 トイレ 給湯室 授乳室 カフェ	<p>⑥ 2回以上水拭き（※2）を行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。</p> <p>⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。</p> <p>※1 除塵作業</p> <p>a. 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵の場合 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>b. 真空掃除機を併用する除塵の場合 隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。</p> <p>※2 水ぶき作業 床全面をモップで水拭きをする。</p>
眺望スペース	<p>&lt;洗淨&gt;</p> <p>カーペット床全面を洗淨し、丁寧に汚れを除去する。</p>
窓ガラス（内部）	<p>&lt;洗淨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して窓用スクイジーで汚水を除去する。</li> <li>・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。</li> <li>・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</li> </ul>

<建物外部>

作業項目	作業内容
窓ガラス	<p>&lt;洗淨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。</li> <li>・ガラス面の隅に残った汚水をタオル等で拭き取る。</li> <li>・ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</li> </ul>
キャノピー 足洗い場 テラス	<p>&lt;洗淨&gt;</p> <p>洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。</p>
外壁	<p>&lt;洗淨&gt;</p>

	<p>外壁（アルミニウム製及びステンレス製部分）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水をタオルで拭き取る。</li> <li>・水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。</li> </ul> <p>外壁（タイル張り、石張り及びコンクリート打放し部分）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正洗剤を用いて汚れを除去する。</li> <li>・水拭き又は水洗いをして仕上げる。</li> </ul>
--	---

開館日は毎日以下の作業を行う。

<建物内部>

清掃箇所		作業内容
風除室 外部倉庫	床	<p>&lt;除塵&gt;</p> <p>隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>&lt;部分水拭き&gt;</p> <p>汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。</p>
	床以外	<p>&lt;フロアマット除塵&gt;</p> <p>真空掃除機で吸塵する。</p> <p>&lt;扉ガラス部分拭き&gt;</p> <p>汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。</p> <p>&lt;什器備品除塵&gt;</p> <p>タオル、ダストクロス等でほこりを取る。</p> <p>&lt;ごみ収集&gt;</p> <p>ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。</p> <p>&lt;金属部分除塵&gt;</p> <p>タオル、ダストクロス等でほこりを取る。</p>
案内カウンター 事務室 更衣室 倉庫 機械室 物販スペース	床	<p>&lt;除塵&gt;</p> <p>隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>&lt;部分水拭き&gt;</p> <p>汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。</p>
	床以外	<p>&lt;ごみ収集&gt;</p> <p>ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。</p>
展示室 会議室 多目的スペース	床以外	<p>&lt;ごみ収集&gt;</p> <p>ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。</p>
眺望スペース	床	<除塵>

		真空掃除機で吸塵する
ロビー 廊下	床	<p>&lt;除塵&gt;</p> <p>隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>&lt;部分水拭き&gt;</p> <p>汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。</p>
	床以外	<p>&lt;ごみ収集&gt;</p> <p>ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。</p>
トイレ	床	<p>&lt;除塵&gt;</p> <p>隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>&lt;部分水拭き&gt;</p> <p>汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。</p>
	床以外	<p>&lt;ごみ収集&gt;</p> <p>ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。</p> <p>&lt;扉・便所面台へだて部分拭き&gt;</p> <p>汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。</p> <p>&lt;洗面台・水栓拭き&gt;</p> <p>スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。</p> <p>&lt;鏡拭き&gt;</p> <p>適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。</p> <p>&lt;衛生器具洗浄&gt;</p> <p>適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。</p> <p>&lt;衛生消耗品補充&gt;</p> <p>トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。</p> <p>&lt;汚物収集&gt;</p> <p>内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。</p>
給湯室 授乳室	床	<p>&lt;除塵&gt;</p> <p>隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>&lt;部分水拭き&gt;</p> <p>汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。</p>
	床以外	<p>&lt;流し台洗浄&gt;</p>

		<p>中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。</p> <p>&lt;厨芥収集&gt; 次の作業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厨芥を収集する。</li> <li>・ 容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。</li> </ul>
カフェ	床	<p>&lt;除塵&gt; 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>&lt;部分水拭き&gt; 汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。</p>
	床以外	<p>&lt;洗面台拭き&gt; スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。</p> <p>&lt;鏡拭き&gt; 適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。</p> <p>&lt;窓台除塵&gt; タオル、ダストクロス等でほこりを取る。</p>

<建物外部>

作業項目	作業内容
キャンピアー 足洗い場 テラス	<p>&lt;除塵&gt; 自在ぼうきで掃き、集めた塵埃は所定の場所に搬出する。</p> <p>&lt;水拭き&gt; 汚れの強い床面をモップで水拭きする。</p>
赤瓦チップ入り砂利敷 コンクリート舗装(キャンピアー除)、 洗い出し舗装 アスファルト舗装 A~C	<p>&lt;拾い掃き&gt; 巡回して粗ごみを拾う。</p>

## ② 各種機械設備の保守点検、清掃等

以下の各種機械設備等について、所要の目的が果たされるよう、法令を遵守し、日常より適宜巡回点検・保守点検を行うこと。

### 自動ドア（外部用・内部用）

定期的に以下の作業を行う。

作業項目	作業内容	点検頻度
ドア・サッシ部	① 戸本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無の点検 ② 自動ドア案内表示及び警告表示の有無、汚れ及び剥がれの点検 ③ 戸本体作動時の異常音の有無の点検 ④ 戸と無目との隙間が適正であることの確認 ⑤ 全閉時戸先隙間及び戸と床面との隙間が適正であることの確認 ⑥ 戸と中間方立及びガイドレールとの隙間が適正であることの確認 ⑦ 無目点検カバーの取付け状態の点検	1Y
懸架部	① 戸車、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷の確認 ② ハンガーレールの取付け状態の点検 ③ 戸車及びストッパーの取付け状態の点検	1Y
動力部・作動部	① 手動操作の開閉状態の確認及び異常音の有無の点検 ② エンジンの取付け状態の確認 ③ 防振ゴムの変形の有無の点検 ④ 従動プーリーの取付け状態の点検 ⑤ ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、摩耗及び取付け状態の確認	1Y
制御部	① 開閉速度及び開放タイマーの時間の点検 ② 徐行速度域の状態の点検 ③ ドア位置検出スイッチの取付け状態の点検 ④ 電源スイッチの作動状態の点検 ⑤ 制御装置の取付け状態の点検	1Y
検出装置	① センサー、補助光電センサーの取付け状態及び作動状態の点検 ② センサー及び補助光電センサー検出面の汚れの有無の点検 ③ 起動センサーの検出領域の点検	1Y

	④ 閉作動中の保護領域の点検	
電気回路	① 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無の点検 ② 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ③ 電源電圧を測定し、その良否の確認	1Y
総合作動	① 通常開閉作動及び反転作動の点検 ② 開作動時の安全防護策の点検	1Y
凍結防止装置	ガイドレールヒーターが設置されている場合は、作動状況の点検	1Y

空気調和機（パッケージ形空気調和機・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機）

定期的に以下の作業を行う。

点検時期及び回数は以下の通りとする。

IN：冷房の運転開始前に年1回実施。

ON：冷房の運転期間に毎月1回実施。ただし、屋外機は3か月に1回実施。

<屋外機>

作業項目	作業内容	点検時期
基礎・固定部	① 亀裂、沈下等の異常の有無の点検	IN
	② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検	IN
	③ 防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無の点検	IN
外観の状況	① 腐食、変形、破損等の有無の点検	IN、ON
	② 機器及び機器周辺の油のにじみの有無の点検	IN、ON
電気系統（※1）		
動力回路	動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	IN
端子	緩み及び変色の有無の点検	IN
操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無の確認	IN
クランクケース	通電、発熱状態の異常がないことの点検	IN
ヒータ		
送風機		
Vベルト	緩み、亀裂、摩耗等の有無の点検	IN
軸受	異常音、異常振動等の有無の点検	IN
羽根車	汚れ、損傷等の有無の点検	IN
冷媒系統	① ガス漏れの有無の点検	IN
	② 配管の損傷等の有無の点検	IN
	③ 四方弁動作の良否の点検	IN
空気熱交換器	汚れ、さび、腐食、損傷等の有無の点検	IN、ON

保安装置		
圧力開閉器	作動の良否の確認	IN
安全弁	ガス漏れ、変形等の有無の確認	IN
過熱防止器	作動の良否の確認	IN
圧力計	指示値が正常であることの確認	IN
自動制御機器	温度調節器、湿度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することの確認	IN
運転調整 (※1)		
音・振動	異常がないことの確認	IN、ON
電源電圧	① 供給電源電圧に異常がないことの確認	IN
	② 運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認	IN
運転電流	主電流及び圧縮機電流が定格以下にあることの確認	IN
空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	IN

<屋内機>

作業項目	作業内容	点検時期
外観の状況		
本体	腐食、変形、破損等の有無の点検	IN
吸込口・吹出口	汚れ、破損等の有無の点検	IN
水系統		
ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	IN、ON
ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことの確認	IN
送風機		
軸受	異常音、異常振動等の有無の点検	IN
羽根車	汚れ、損傷等の有無の点検	IN
エアフィルター		
ろ材	詰まり、損傷等の有無の点検	IN、ON
枠	変形、腐食等の有無の点検	IN、ON
空気熱交換器	① 汚れ、損傷等の有無の点検	IN、ON
	② 霜付きの有無の点検	IN、ON
自動制御機器	リモコンスイッチ等による ON-OFF、温度調整の作動確認	IN
運転調整 (※1)		

音・振動	異常がないことの確認	IN
空気熱交換状況	吸込空気と吹出空気の温度差が適正で空気熱交換状況が正常であることの確認	IN

※1 原動機、原動機冷却水ポンプ、排熱回収用熱交換器及び排気装置の点検は、電気系統及び運転調整の作業項目と読み替える。

### 全熱交換器

定期的に以下の作業を行う。

作業項目	作業内容	点検頻度
固定部	① 亀裂、沈下等の有無の点検 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無の点検	1Y 6M
外観の状況		
本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無の点検	1Y
フィルター	詰まり、損傷等の有無の点検	6M
保温材	破損の有無の点検	1Y
熱交換エレメント		
軸受 (回転形に限る)	① 異常音、異常振動等の有無の点検 ② 給油の状態の点検	6M 6M
エレメント	詰まり、損傷等の有無の点検	6M
エアシール (回転形に限る)	異常摩耗、破損等の有無の点検	6M
駆動装置 (回転形に限る)	ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無の点検	6M
ケーシング (回転形に限る)	汚れ、さび、腐食等の有無の点検	1Y
送風機	異常音、異常振動等の有無の点検	1Y
電気系統 (回転形に限る)		
電源電圧	電圧の変動が規定値内にあることの確認	1Y
電動機	① 絶縁抵抗を測定し、その良否の確認 ② 表面温度の異常の有無の点検 ③ 電流が定格値内であることの点検 ④ オイルシールの油漏れの有無の点検	1Y 1Y 6M 1Y
リレー	作動の良否の点検	6M
端子類	緩み、変色、溶損等の有無の点検	1Y

### 空気調和等関連機器

定期的に以下の作業を行う。

作業項目	作業内容	点検頻度
全熱交換器	① 各部の異常音、異常振動等の有無の点検	1W
	② 計器の指示値確認	1W

### 監視カメラ装置

定期的に以下の作業を行う。

作業項目	作業内容	点検頻度
1. 固定式カメラ	① フォーカスが適正であることの確認 ② カラー用は、オートホワイトバランス動作を確認。マニュアル設定の場合は現場の照明に合せた適切な色温度が設定されていることの確認 ③ 監視対象の映像が白つぶれとなっていないことの確認 ④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認 ⑤ 監視に障害となる焼付き、白点、黒点等がないことの確認 ⑥ 支持金物・支柱、落下防止ワイヤー、建物側の取付け部にぐらつき、傾き及び著しいさび、腐食の有無並びにネジの緩みや紛失がないかの確認 ⑦ 内蔵時計を備えている場合、時計の時刻が正しいことの確認 ⑧ ネットワークカメラへのログインID/パスワードが定期的に変更されていることの確認	1Y
2. モニタ装置（カラー・白黒）	① 解像度の低下、ノイズ及び画面歪のないことの確認 ② 明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あいが正確に調整できることの確認 ③ カラー用は、コンバージェンスのズレ、ホワイトバランス及びブラックバランスの確認 ④ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認 ⑤ 画面の明るさ、コントラスト等の確認	1Y

3. デジタルビデオレコーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 操作が表示通りできることの確認</li> <li>② 映像及び音声が正常に記録・再生ができることの確認</li> <li>③ バックアップする機能を持つものについては、正常にバックアップ及び再生ができることの確認</li> <li>④ 給排気口にはほこり等が詰まっていないか、確認及び清掃の実施</li> <li>⑤ 冷却ファン、デジタル記憶媒体より異常音がしないことの確認。デジタル記憶媒体が推奨交換時間に達していないかの確認</li> <li>⑥ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認</li> <li>⑦ 内蔵時計の時刻が正しいことの確認</li> <li>⑧ デジタルビデオレコーダーへのログインID/パスワードが定期的に変更されていることの確認</li> </ul>	1Y
4. エンコーダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① エンコーダに接続されたカメラの映像が正常に表示されることの確認</li> <li>② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認</li> </ul>	1Y
5. デコーダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① デコーダを介して、カメラの映像が正常に表示されることの確認</li> <li>② ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認</li> </ul>	1Y
6. 監視操作部	<p>ネットワークカメラシステムで、監視操作部を有する場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 映像選択、カメラ及び機器の制御が表示通りにできることの確認</li> <li>② 映像及び音声が表示・再生ができることの確認</li> <li>③ 画面の明るさ、コントラスト、色の濃さ及び色あい等の確認</li> <li>④ 給排気口の詰まりの有無の点検</li> <li>⑤ 冷却ファン、デジタル記憶媒体の異常音の有無の点検</li> <li>⑥ ケーブルの破損及び接栓の緩みの有無並びにネジの締付け状態等の確認</li> </ul>	1Y

	⑦ 時計の時刻が正しいことの確認 ⑧ 専用ソフトウェアのログインID/パスワードが定期的に変更されていることの確認	
7. 通信用SPD	変色、損傷及び表示の確認。ただし、表示は表示機能がある場合に限る。	1Y

### ③ 照明器具、衛生用品等の消耗品の交換、補充、管理

照明器具、衛生用品等の必要とする性能又は機能を維持するため、消耗品の交換、補充、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。

定期的に以下の作業を行う。

作業項目	作業内容	点検頻度
照明器具	共用部分の点灯状態の確認	1M
分電盤	① 異常音の有無の点検	1M
	② 各開閉器等の開閉状態の確認	1M
	③ 内蔵タイマーの設定値の確認	1M
外灯	① 点灯状態の確認	1D
	② 灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無の点検	1M
	③ 地中埋込型器具の場合、歩行に危険な段差が生じていないかの確認	1M
構内配電線路・構内通信線路	① 架空線、引込線及びちょう架線と植物との離隔距離並びにたるみ、損傷等の有無の点検	1M
	② 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無の点検	1M
	③ 引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無の点検	1M
	④ マンホール及びハンドホールの蓋の損傷の有無の点検	1M
	⑤ マンホール及びハンドホール内の浸水の有無の点検	3M

### ④ 消防法及び関係法令に基づく業務

消防法及び関係法令に従い、防火管理者の配置、消防計画の作成及び消防署への届出、消防署の査察への対応、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する定期点検等を実施すること。

⑤ 浄化槽法に基づく浄化槽の検査、点検、清掃

浄化槽法第8条に基づく浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃及び同法第11条に基づく浄化槽の定期検査を行うこと。また、令和9年度については浄化槽法第7条に基づく水質検査を行うこと。

⑥ 展示機器の保守点検

遺産センターの展示機器について、保守点検を実施すること。主な保守点検業務項目は以下のとおり。

①映像音響機器（プロジェクター等）	清掃点検／動作確認／吊元確認／投影補正／外傷、亀裂、劣化確認
②展示メカ装置	分解清掃／クリーニング／グリスアップ／動作チェック／消耗品交換／取付部増し締め等
③模型造形	クリーニング／タッチアップ等
④グラフィック補修	壁面塗装補修（擦り傷等）

⑦ 敷地内における植栽、張芝等の管理

敷地内における植栽、張芝について、景観向上等に十分配慮し適切に管理を行うこと。具体的には、以下の作業を行う。

作業内容		作業頻度
灌水作業	1年目	4～5月 : 15回/月
		6～10月 : 10回/月
		11月～3月 : 2回/月
	2年目以降	7月～9月 : 2回/月
芝刈り作業	1年目	7月～12月 : 1回/月
	2年目以降	4月～12月 : 1回/月
除草作業	1年目	6月～3月 : 1回/月
	2年目以降	4月～3月 : 1回/月
剪定作業	1年目	なし
	2年目以降	状況に応じて : 2回/年
台風後片づけ剪定等		台風後
池の水管理		干ばつ時

⑧ 施設、設備、器具、備品等の修繕（1件につき120万円（消費税を含む）以下のもの）

施設、設備、器具、備品等について、利用の状況に応じて破損箇所の軽微な補修又は補

充を適切に行うこと。

- ⑨ その他、西表島世界遺産センターの施設及び設備の維持管理に関する業務  
募集要項、要求水準書等に記載のない事項については、町と協議の上定める。